

# 実績評価書

(厚生労働省29(1-5-4))

施策目標名	原子爆弾被爆者等を援護すること(施策目標 I-5-4)							
施策の概要	本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、被爆者に対し、健康診断や医療費の支給等を行っている。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることにかんがみ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)」に基づき、医療の給付、手当の支給等の措置を講じている。							
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	144,911,471	139,982,728	135,517,931	132,400,657	128,784,304	127,925,271
		補正予算(b)	28,567	26,240	0	0	0	
		繰越し等(c)	412,839	1,032,059	0	0	0	
		合計(a+b+c)	145,352,877	141,041,027	135,517,931	132,400,657	128,784,304	127,925,271
	執行額(千円、d)	130,024,164	126,581,723	121,515,379	116,582,829			
執行率(%、d/(a+b+c))	89.5%	89.7%	89.7%	88.1%				
関連税制	-							
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説、 政府決定、関連計画等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 被爆者健康診断受診率 (「原子爆弾被爆者の健康診 断等に要する経費の交付に ついて」に基づき各自治体か ら提出される事業遂行状況 報告による)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		選定理由: 被爆者に対する健康診断の実施(原則年2回)は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であるため。なお、少なくとも年1回の受診により各被爆者の健康状況を把握することで、健康の保持・増進に資することから、受診率は1回以上の受診者を被爆者健康手帳所持者数で除したものとしている。 設定根拠: 被爆者が高齢化し、長期入院等のため受診者数は減少傾向にある中で、受診率の直近の減少トレンドを考慮して、減少トレンドより上回る受診率を達成するよう目標を設定した。 (参考) 平成27年度実績: 66.8%、平成28年度実績: 65.7%、平成29年度64.0%								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		前年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	毎年度	○	○
		前年度同程度	70%	68%	67%	66%	64%	前年度同程度		
年度ごとの目標値		70%	69%	66%	65%	64%				

※24年度から28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果)A【目標達成】
		(判定理由) ①概ね前年度並みの健康診断受診率を達成していること、②健康診断に加え医療費や各種手当の支給が行われていること等を考慮し、総合的に判断すると、被爆者に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策の達成に向けて現行の取組が有効に実施されていることから、目標を達成していると判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 指標である健康診断の受診率自体は減少傾向にあるが、被爆者に対する健康診断の実施は、各被爆者の健康状況を予め把握することによって疾病の早期発見・早期治療が可能となるなど被爆者の健康の保持・増進を図る上で有効な手段であり、概ね前年度並みの健康診断受診率を達成する見込みであることから、施策として有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価) 健康診断は、地域の実情に応じて都道府県、広島市、長崎市が実施の期日及び場所を指定して行っており、また、被爆者の少ない地域では受診者の最寄りの医療機関と委託契約を結ぶなど、効率的な運営が行っていると評価できる。
次期目標等への 反映の方向性	(現状分析) 受診率に低下傾向が見られるが、減少トレンドを上回る受診率は概ね達成しており、引き続き受診者の高齢化等、受診者の現状に応じた受診環境の整備が必要である。被爆者に対する援護施策としては、健康診断に加え医療費や各種手当等の支給等を講じており、こうした総合的な施策を講じていくことが重要である。	
	(施策及び測定指標の見直しについて) 健康診断受診率は低下傾向にあるが、健康診断は被爆者に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な施策を講じる上で導入的な役割を果たすものとして重要であることから引き続き指標とし、今後も当該施策を講じていくことが必要である。	
	(予算要求について) 原子爆弾被爆者等の援護を図るため、引き続き必要な予算を要求する。	
	(税制改正要望について) —	
	(機構・定員について) —	

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(平成30年7月31日開催)で議論いただいたところ、指標1の健康診断受診率の算出方法について質問があったため、指標の選定理由及び目標値の設定根拠欄に、算出方法等を追記した。
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>関連法令 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 URL: <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H06/H06HO117.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H06/H06HO117.html</a></p> <p>施策について URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/genbaku/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/genbaku/index.html</a></p> <p>行政事業レビューシート 事業番号:183 原爆被爆者健康診断費交付金 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2017/h28_pdf/183.pdf">http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2017/h28_pdf/183.pdf</a></p> <p>第4回政策評価に関する有識者会議医療・衛生WG 資料 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000091157.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000091157.html</a></p>
----------	---

担当部局名	健康局	作成責任者名	総務課 指導調査室長	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	-----	--------	------------	----------	---------